

○八重瀬町開発行為の手続等に関する条例施行規則

(平成26年9月29日規則第14号)

(趣旨)

第1条 この規則は、八重瀬町開発行為の手続等に関する条例(平成26年八重瀬町条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議の届出)

第2条 条例第6条の規定により協議をしようとする者は、開発行為協議申出書(様式第1号)に次に掲げる書面及び図書を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 開発計画の概要
- (2) 開発予定区域の位置、区域及び付近の状況を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地図
- (3) その他町長が必要と認める図書

(開発行為の承認申請)

第3条 条例第7条の規定により開発行為の承認を受けようとする事業主は、開発行為承認申請書(様式第2号、第2号の1～第2号の3、様式第3号、様式第4号及び様式第5号)に次に掲げる図書を添えて町長に正副各1部を提出し、承認は承認書(様式第6号)により行うものとする。

- (1) 開発区域の位置、区域及び付近の状況を明らかにした地図
- (2) 開発目的に係る施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 開発行為の造成の計画並びに公共施設及び公益施設の計画を明らかにした図面
- (4) 開発区域及びその開発区域の周辺地に係る公図の写し
- (5) 当該開発目的を達成するための事業計画書及び資金計画書
- (6) 工事計画概要書
- (7) 開発行為に関する利害関係人の同意書
- (8) 開発行為に関する施行同意書
- (9) 施設の管理計画書
- (10) その他町長が必要と認める図書

(開発行為承認等の表示)

第4条 条例第9条の規定による開発行為承認等の表示は、様式第7号による。

2 前項の表示は、開発行為に着手した日から完了するまでの間とする。

(届出等)

第5条 条例第12条第1項の規定による工事の着手、完了、変更及び廃止の場合には、届出書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 条例第12条第2項の規定による開発行為の地位を譲り渡そうとする者と地位を譲り受けようとする者は、地位承継承認申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(公共・公益施設の完了検査の申請等)

第6条 条例第24条第3項の規定による申請は完了検査申請書(様式第10号)により行い、通知は検査結果通知書(様式第11号)により行うものとする。

(公共・公益施設の帰属申請等)

第7条 条例第25条第2項の規定による申請は公共・公益施設帰属申請書(様式第12号)により行い、通知は公共・公益施設帰属決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(公表の方法)

第8条 条例第29条の規定による公表は、告示及びその他の方法により行うものとする。

(立入調査の身分証明書)

第9条 条例第30条第2項に規定する立入調査をする職員の身分を示す証明書の様式は、様式第14号によるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)
開発行為協議申出書
[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)
開発行為承認申請書
[別紙参照]

様式第3号(第3条関係)
工事計画概要書
[別紙参照]

様式第4号(第3条関係)
開発行為に関する施行同意書
[別紙参照]

様式第5号(第3条関係)
委任状
[別紙参照]

様式第6号(第3条関係)
開発行為承認書
[別紙参照]

様式第7号(第4条関係)
開発行為承認等の表示
[別紙参照]

様式第8号(第5条関係)
工事(着手、完了、変更及び廃止)届
[別紙参照]

様式第9号(第5条関係)
地位承継承認申請書
[別紙参照]

様式第10号(第6条関係)
開発行為に関する工事の完了検査申請書
[別紙参照]

様式第11号(第6条関係)

検査結果通知書

[別紙参照]

様式第12号(第7条関係)

公共・公益施設帰属申請書

[別紙参照]

様式第13号(第7条関係)

公共・公益施設帰属決定通知書

[別紙参照]

様式第14号(第9条関係)

職員の身分を示す証明書

[別紙参照]